

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:福祉部生活支援課 No.003

処 分 名	就労自立給付金の申請に対する処分
処 分 の 概 要	安定した職業に就いたことにより生活保護を必要としなくなった者に対して就労自立給付金を支給するものです。 申請後審査を経て、要件に該当すれば、支給決定をし、就労自立給付金を支給します。該当しない場合は、却下の決定を行います。
根拠法令等・条項	生活保護法（昭和 25 年号外法律第 144 号）第 2 条第 1 項、第 55 条の 4 第 1 項
審 査 基 準	福祉事務所長は、被保護者の自立の助長を図るため、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する被保護者であつて、厚生労働省令に定める安定した職業に就いたことその他厚生労働省令で定める事由により保護を必要としなくなった者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、就労自立給付金の支給を認定します。
標準処理期間	14 日（但し、調査に日時を要する等特別な理由がある場合には 30 日）
設定年月日	平成 30 年 4 月 1 日
申請時期	随時
申請方法	原則 本庁 3 階生活支援課窓口への提出
備 考	ホームページのリンク先 http://www.city.kasukabe.lg.jp/seikatsu/kenkou-fukushi/fukushi/seikatsuhogo.html

■生活保護法

(無差別平等)

第二条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

(就労自立給付金の支給)

第五十五条の四 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、被保護者の自立の助長を図るため、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する（居住地がないか、又は明らかでないときは、当該所管区域内にある）被保護者であつて、厚生労働省令で定める安定した職業に就いたことその他厚生労働省令で定める事由により保護を必要としなくなつたと認められたものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、就労自立給付金を支給する。

2 前項の規定により就労自立給付金を支給する者（以下「支給機関」という。）は、就労自立給付金の支給に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

3 支給機関は、就労自立給付金の支給に関する事務の一部を、政令で定めるところにより、他の支給機関に委託して行うことを妨げない。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋